

料金受取人払郵便

彦根支店承認

60

彦根市元町4番2号

彦根市役所

差出有効期限  
平成23年6月30日

5 2 2 8 7 9 0

企画振興部 まちづくり推進室

### 「市政への意見・提言」

係 行



やまおり



## 市政への意見・提言

### あなたの声を市政に

市民の皆さんの声を直接聴き、対話の行政をいっそう進めるために、「市政への意見・提言」を実施しています。(年2回掲載、2回目は12月を予定)

彦根市では、市民の皆さんが健康で豊かな生活を送れるよう、福祉政策の推進、都市基盤の整備、自然環境の保護など、さまざまな事業を進めています。この「市政への意見・提言」で、多くの皆さんの考えを聴くことで、市民と行政とのパートナーシップのまちづくりをさらに進めていきたいと考えています。

彦根市の進めている政策などについて、市民の皆さんの建設的なご意見・ご提言をお待ちしています。

いただいた意見などは、すべて市長が読んだ後、可能な限り、担当部署から郵送または電話などで回答いたします。回答を希望する人は、住所、氏名、電話番号を忘れずに記入してください。

#### 「市政への意見・提言」の送り方

- ▶あなたが日ごろ市政に関して「このようにしてはどうか」と考えているご意見やご提言を、左の封筒か、彦根市ホームページからお寄せください。
- ▶封筒は切り取って、裏に意見などを書き、隅の「のりしろ」で貼り合わせて郵便ポストへ投かんしてください。平成23年6月30日(木)までは郵便料金は不要です。切手を貼らずにお出しください。
- ▶彦根市ホームページでも随時受け付けています。トップページにあるリンクから「市政への意見・提言」のページに行き、専用の入力フォームにご意見などを入力して送信してください。
- ▶個人が特定できる情報を除き、概要を彦根市ホームページなどに掲載させていただく場合があります。

問い合わせ先 〇まちづくり推進室 ☎ 30-6117、FAX22-1398、Eメール:machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

救急要請の中には、急を要する病気ではないが、どこか病院に行けばよいかわからず、案内代わりに呼んだり、かすり傷程度で呼んだり、タクシー代わりとして利用するなどのケースが目立ち、出動全体の増加の大きな要因になっています。休日や夜間の診療医は、彦根市ホームページ、救急医療情報案内(☎23-3799番・自動音声)、滋賀県救急医療情報ネットなどでお知らせしていますので、活用してください。

彦根市消防本部には、管内に4台の救急車を配備し、皆さんからの救急要請に対応しています。緊急を必要としない軽い病気やけがなどで救急車を利用されると、重症や重篤な患者が発生し救急車を必要とする場合に、重大な支障をきたすことも考えられます。大切な生命を守るため、正しい救急車の利用に心がけてください。

救急車の適正利用にご協力ください



#### 消防車のサイレンは区別できます

- 火災の場合は…  
サイレン音「ウ〜ウ〜」  
+鐘の音「カンカン」
- 火災以外の場合は…  
サイレン音「ウ〜ウ〜」

PA連携とは、消防車と救急車が連携して救急活動を行うことです。「救急車を呼んだのに、消防車が来た!」とビックリする場面もあるかも知れませんが、消防隊と救急隊が連携して活動しています。特に、救急車が出動中で、救急車の到着が遅れるときは、消防車で、救急資器材を積載し出動することがあります。ご理解をお願いします。

問い合わせ先 〇消防本部警防課 ☎ 22-03337番

消防車も救急出動(PA連携)する場合があります

問い合わせ先 〇消防本部予防課 ☎ 22-03332番、FAX 22-9427番

## 消防だより



### ～お知らせ～

#### 第1回甲種防火管理新規講習

日時 7月28日(水)・同29日(木) 9:00～16:00  
場所 消防本部(西今町)  
定員 72人(先着順)  
受講料 5,000円(テキスト代を含む)  
申込期間 7月5日(月)～同9日(金) 8:30～17:15  
申込方法・問い合わせ先 〇消防本部予防課 ☎ 22-0332、FAX22-9427

### お住まいに住宅用火災警報器を設置されましたか?

消防署では、住宅用火災警報器設置説明会を実施し、自治会による共同購入をお手伝いしています

◆既存住宅



既存住宅は平成23年5月31日までに設置が必要です

設置義務化の開始

平成23年6月1日

◆新築住宅



新築住宅は平成18年6月1日から設置が義務化されています

